



1

は掛け損と、いふ考え方ではこれをとらえておりません。なるほど、六十歳で經營移譲をせられた方が、比して金利の点で差異があることは確かであります。が、むしろ經營移譲といふものをこの年金の支給開始要件としてつております限りにおいて、その差異は私どもはある程度はやむを得ない事態である。しかし、このこと、則ては

その要件を満たす状態でおられる方、その要件を御自分の意思によって満たされなかつた方、その間に多少の差異が残ることは、私はやむを得ない措置ではないかと考へております。

○合沢委員 もちろん元金は掛け捨てにならないわけなんですが、他の年金等でも五分五厘の利回りを見ているわけなんです。五分五厘程度の利回りは国のいわゆる年金について当然見るべきだと思うのです。今日どこに定期預金しても五分五厘以上に回るわけなんです。それを強制するといふことでは、これは当然そいつの方に対してもは問題性を強要するものだというように私は考えるのですがね。この理論は絶対正しいと思うのですがね。

○橋本(龍)政府委員 確かに一部分のみをそう、うふうに御議論いただいた場合に、不合理でありますと言われてもやむを得ない部分がないとは申せんということは、実は一番最初たしか長谷部委員にも私はお答えをいたした記憶がございます。しかしこの制度全体をこらんいただきたいと私は思うのであります。農業者に対する老齢年金をするのは脱落、死亡に対する一時金等、こうしたるものの中には織り込まれておるわけでありますし、七百五十円の徴収された保険料——国庫のせん助だけでこの保険は運営をしていけないわけでありますし、従来の各年金等に対する国庫負担の割合率をはるかにこえた四二・二一%という国庫のせん助も行なつておるわけでありまして、その範囲で行なつてまいります限りにおいて、ある程度はやむを得ないと御理解を願えるのではないという感じもいたします。それと同時に、最初に上げましたように、経営移譲といふものを年

文部省規則の一つの要件として、たゞ一つの要件を満たす状態でおられる方、その要件を満たす状態でおられる方、その要件を満たさなかつた方、その御自分の意思によつて満たされた方、その間に多少の差異が残ることは、私はやむを得ない措置ではないかと考えております。

○合沢委員 農業者全体あるいはまた國も四一二〇〇補助金を出しているといふ点はわかるのですが、かりに移譲したくても移譲できない方もたくさんあるわけなんです。そういう方々に犠牲を強制するということにならうと私は思うのです。これは加入するのは個人個人なんですから、しかもそれを強制するわけなんですからね。全体としていいから加入するというのではなく、個人に損させるのには強要する、強制するということは私は不合理だと思う。このことはそのとおり幾ら御説明があつても、いまの御説明では納得しがたい。実は私自身が農協の組合長をやつておるわけなんですね。わずか千五百の組合員を持つ農協なんですがざいますが、しかしこの法案が出来まして、私帰つていろいろ農家の方とも実態を調べてみたわけなんですね。ところが現実の農家の実態といふのは、御承知のようにほとんど兼業化されているわけですね。二〇%は專業であつても、八〇%は兼業であります。しかも今後兼業農家がはたして經營移譲できることどうか非常に困難もある。それは兼業の実態はほとんどの者が、後継者が通勤でつとめてゐる。そしておやじがもうだめになつたというときはやめて農業をやるでしょう。それまではなかなか經營移譲しません。わずか一萬六千円もあらうために經營移譲する、そして月給取りをやめて自分で自分の家に帰つて經營者になるというようなことはほとんどないだらうと思うのです。しかも最近の情勢は、ますます政府の專業化といふ方向と反対で、むしろ專業化は減つてきているという状態であると思うのです。なお農林省も、最近工業の方面分散といったようなことでそういうた兼業の推進を多くしようとしておる政策があるわけです。私は兼業化は今後ますますふえていくのじやないかと考えられるし、そういった兼業化の進んで

度のもので促進されるかどうか。そうなると、過半数の者が經營移譲できなくして、そうして四千円もあらるべきものが三千六百円しかもらわない。五分五厘の利回りに回らないという結果にならうかと思うのです。このことは總理が「農民にも恩給を」と言つたよくな、そいつたものでなくなつてくる。あの總理の發言以来、多くの農民はこの基金に対して非常な期待を持つてゐると思うのです。ところが、この法案の内容そのほか説明すれば、何だそいつたものか、そいつた農民に対する犠牲をいるようなものをえてやるのかというようなことで、私は多くの農家から相当強い批判が出てくるだろうといふように考へるのです。私は是が非でも——これは少なくとも加入する農家にとっては損にならない、少なくとも五分五厘程度は回る、ということが前提でなければならないといふように考へるわけです。こういう点についてもう一度御意見を聞きたいと思うのです。

ましたような諸点は、これはただ単に農業者年金  
という一つの年金制度の中だけで考えられるべき  
問題ばかりではなく、むしろ農業全体の中ではか  
の部分でお考えをいたぐべき原も多々あるよう  
に思います。年金制度そのものとして考えますな  
らば、私どもは支給開始の要件を満たしてくださ  
る方々とそれを満たしていない方との間に  
それだけの差異が生まれるということは、年金制  
度の中においてはやむを得ないと、お答えを練  
り返さざるを得ません。

○合沢委員 私は、支給の要件として、農業の經  
営移譲をする、六十歳にするということはわかる  
のです。また差のあることも、あっていいと思う  
のです。ただ問題は、その差ではなくして、五分  
五厘程度には回るべきではないか、加入する方を  
強制する以上は、五分五厘も回らない。どこにど  
うやって——民間の年金、保険でも五分五厘に回  
らないところはないのです。個人の定期にしても  
五分五厘回るのです。今度貯金利子の引き上げも  
あつたわけです。それ以上に回るべきなんですよ。  
それが五分五厘に回らないということなんですね。  
そういうことでいいかどうか、私は、六十歳の  
支給だとか、もちろんそういった經營移譲をス  
タートにするということはわかるのですけれど  
も、差があることはあつてもいいのです。ただ  
問題は、四千円くらいに回つていいじゃないか、  
だれでも考えますよ。そうお考えになりません  
か。あなたも考えておられるでしょう。考えておるけ  
れども、あなたはやむなくそいつた詭弁を弄し  
ているにすぎないと思うのです。そんなばかなこ  
とは農民に理解できませんよ。私は帰りました。  
農協の理事会をやつて、またいろいろな青年同志  
会の会合を開いた。各部落の代表を七十何名集め  
ました。そしてこの趣旨を話したのですよ。そんな  
ばかなことがありますかと言つておるのであります。  
私はこの制度の趣旨を決して悪いとは思わない。  
これをよりつぱに直したいと思うのです。農民  
も期待しておりますのですから。しかし農民に犠牲を

「農民にも恩恵を」という趣旨に反しますよ。これは、自民党的国会議員をたくさん知つております。へんだと思うのですよ。これは自民党的政府にとっても損ですよ。こんなものは。總理が言ったとつても損ですよ。こんなものは。總理が言ったことはないのですか。これだけ知つておいてははつきり修正をお願いしたいと思うのです。○橋本(龍)政府委員 ただいま私の立場においてくださいよ。そうしないと——これは農民に犠牲をしいる結果になつておるのでから、これだけの御存じないので。これだけ知つておいてははつきり修正をお願いしたいと思うのです。

○合沢委員 それではこれは私は強く要望しておきます。

それから次に經營移譲の——先ほどの委員会でもわかつて御説明があつたのですが、私は聞き漏らしたのですが、現実の經營移譲の六十歳までの率の今後の見通し、それから六十歳から六十五歳までの現状と、それからこの法が適用された場合、成立した場合の見通しの率をもう一度お聞かせ願いたいのです。

○廣瀬政府委員 この財源計算の基礎要件について申し上げますが、經營移譲率につきましては、六十歳時点におきまして現在一四・二%となつておりますのを二・五%まで促進するという前提を置いております。それから六十歳から六十五歳までの五年間の經營移譲の割合は、現在三〇・二%でござりますのを三八・九%まで促進するといふふうに推定しております。その他死亡率あるいは有後継者率、いろいろこまかい調査に基づきまして計算しております。

○合沢委員 見通しはわかりました。

次に、御質問しますが、現在の予定されておる加入者は二百万、その二百万の中で、はたして現

○廣瀬政府委員 教育課長からお答えいたしました。  
○洞協説明員 この年金計算につきましてはいろいろな基礎率が必要でございますが、ただいまお尋ねになりました有後継者率と申しますのは農業者年金制度実態調査を昭和四十四年に農林省で行なわれておりますが、五十歳から五十四歳までの人口で後継者のある方が七五%，五十五歳から五十九歳までの方が七七%，六十歳から六十四歳までの方が八四%という有後継者率のもとにおいて計算されております。  
○合沢委員 私はそういう質問をしてないのであります。有後継者といつても——有後継者というのとは何ですか。実際に働いておるのでですか、それともよそへ通勤しておるとか、またよそへ行って働くておるとかいろいろあると思うのですが、有後継者だけではよくわからない。私が質問しておるのは、この推定の中で二百万人が対象とされておる。その二百万人の中で何人が実際現在後継者としてやっておるか。だからさつきの質問の中に聞連しておるわけですよ。二百万人の中で何人が実際後継者として農業に従事しておるかということを聞いておるのであります。  
○池田政府委員 これは四十年の数字のようになります。新しい資料がちょっとないのでございませんので、後日出していただきたいと思います。あしたでもけつこうですから。いまのは答弁にありますけれども、私どもの手元にありますものでは、農業に専従している後継者というのは約四五万程度といふことだと思います。

○二五%の経営移譲といふことを言つてゐる。それに対しても見通しとして二五%、三八・九%になると、それは当然その二百万に対する数字があるはずなんです。そうすると質問でくるのですが、それが出ないのであれば、後日ひとつ御提出願いたいと思います。

それから次に進みます。今度のこの基金は移譲年金の制度のウェーティング非常に高いということなんで、このことは国の政策だと思う。そういうたた政策が強く入つておる。そこでこの部分については三分の一の補助制といふことが想定をされておるわけですが、私は、やはりこういった政策についても三分の一じゃなくして、全額この分についても持つべきではないか。別に今後十年間に離農する者については、十五万あるいは三十五万という金額については全部国が持つ。これは政策なんだから、同じようにやはり農業の近代化をはかつっていくということで、政策で打ち出すところのこの移譲年金分については、三分の一じゃなくて国が全額持つべきだというように考えるのですが、これについての見解を聞きたいと思う。

○池田政府委員 これはいまさら申し上げるまでもございませんけれども、経営移譲を要件としているわけでござりますから、経営移譲した人には経営移譲後の老後生活の安定に役立たせるということをございますから、ある意味では老後の保障にそのままつながるものでござりますから、それに対して国が全額を負担するということは、必ずしもそうしなければならぬというものではなくて、やはり国が必要な限度において助成をするといふのが一番考え方としてはそういう考え方になるのではないかと思ひます。

○合沢委員 国が必要とする限度を三分の一といふように見込んで、三分の一の助成にしたということにならうかと思うのです。午前中の合同審査の際にも発言がございましたけれども、石炭鉱業の年金基金、これは政策年金だと思うのです。この分についてはトン幾らといふようなことで国が

助成して、いるといふるトン数らに考えて、○橋本(龍)は、それこそ願つてお費の一一部、○合沢委員のいるのである補助金は企おるといふる事ないのです。○橋本(龍)坦であります。なお、本に対する補総事務費の考えておりまし○合沢委員です。トン数になつておるのである。○橋本(龍)に対しても、一〇合沢委員れでこの間で、それその掛十二円とい円なり五百円出した基礎です。これがます。ですが、出○廣瀬政府まするより思ひます。○合沢委員け……。

が全額基金を出し  
この国が出している  
の比率をどのよう  
きしたいのです。  
年金に対しまして  
額事業主に御負担  
おりますのは事務  
ます。  
金は基金に対して  
るトン幾らという  
担の財源になつて  
ですが、そうじや  
は全額事業主の負  
担しますと、事務費  
りまして、これは  
度の金額であると  
間をしていないの  
本主全額負担の財源  
うことをお聞きし  
はあくまでも給付  
おりません。され  
ていませんが、こ  
航退等についてそれ  
五百二十六円、九  
でした。この六百八十  
円という金額を算  
めろうと思うので  
していただきたいの  
が。  
る基礎資料と申し  
にお話ししたいと  
せん。基礎資料だ

○廣瀬政府委員 それではちょっと教理課長から説明します。

○調査説明員 ただいまの教理計算の基礎の内容でございますが、これは年金仕法によって計算するわけでございます。それで一番重要なことは、まず一番先に加入人数でございます。これは昨日配付をいたしましたように、五十五歳の加入員数二百万人といふことで算定しております。それから一番大切なことは、加入者がどのように經營移譲していくかという移譲率の数字でございますが、これは現在における經營移譲といふものを昭和四十四年に厚生省で、この計算をいたしましたために、農業年金基礎調査といふものを四十四年の五月末で農家約二万六百世帯について調査いたしたわけですが、この二万六百世帯の集計結果から、その經營移譲の率といふものを算定いたしまして、それを国民年金審議会の農民年金の専門部会の先生方、学識経験者の方々と御相談申し上げまして、この年金制度を実施いたしましたときに、その經營移譲率がどの程度に変化するかといふことをいろいろな方面から研究していただきたいわけでございます。その結果、現在における經營移譲率の年齢の分布が五歳程度早まるといふ仮定から、先ほど局長が答弁いたしました六十歳時点の經營移譲率一四・二%が二五年に上がるということで計算されるといふことでございました。

なお、このほかに加入者の中にはもちろん死亡していくものもございますし、その計算もしなければなりませんが、その死亡率は第十二回の国民生命表を使っております。

なお、このほかに加入者の中にはもちろん死亡していくものもございますし、その計算もしなければなりませんが、その死亡率は第十二回の国民生命表を使っております。

なお、このほかに加入者の中にはもちろん死亡していくものもございますし、その計算もしなければなりませんが、その死亡率は第十二回の国民生命表を使っております。

なお、たまたま離農なさる方がおられるわけではありません、実際に離農なさる方は二十歳で五・四%、四十歳で二・〇%、五十歳で一・一%という数字が出ておりますので、この脱退、離農といったものを作成いたしまして、それをもとにいたしまして年金計算を行なう

わけでございます。なおこの場合にも、先ほど申し上げましたように、有効傾斜率といふようなものでございますが、これは年金仕法によって計算するわけでございます。

○調査説明員 ただいまの教理計算の基礎の内容でございますが、これは年金仕法によって計算するわけでございます。それで一番重要なことは、まず一番先に加入人数でございます。これは昨日配付

をいたしましたように、五十五歳の加入員数二百万人といふことで算定しております。それから一

番大切なことは、加入者がどのように經營移譲していくかという移譲率の数字でございますが、これは現在における經營移譲といふものを昭和四十四年に厚生省で、この計算をいたしましたために、農業年金基礎調査といふものを四十四年の五月末で農家約二万六百世帯について調査いたしたわけ

でございますが、この二万六百世帯の集計結果から、その經營移譲の率といふものを算定いたしまして、それを国民年金審議会の農民年金の専門部会の先生方、学識経験者の方々と御相談申し上げまして、この年金制度を実施いたしましたときに、その經營移譲率がどの程度に変化するかといふことをいろいろな方面から研究していただきたいわけでございます。その結果、現在における經營

移譲率の年齢の分布が五歳程度早まるといふ仮定から、先ほど局長が答弁いたしました六十

歳時点の經營移譲率一四・二%が二五年に上がる

ということをいろいろな方面から研究していただきたいわけでございます。その結果、現在における經營

移譲率の年齢の分布が五歳程度早まるといふ仮定から、先ほど局長が答弁いたしました六十

歳時点の經營移譲率一四・二%が二五年に上がる

ということをいろいろな方面から研究していただきたいわけでございます。その結果、現在における經營

移譲率の年齢の分布が五歳程度早まるといふ仮定から、先ほど局長が答弁いたしました六十

歳時点の經營移譲率一四・二%が二五年に上がる

ということをいろいろな方面から研究していただきたいわけでございます。その結果、現在における經營

移譲率の年齢の分布が五歳程度早まるといふ仮定から、先ほど局長が答弁いたしました六十

歳時点の經營移譲率一四・二%が二五年に上がる

ということをいろいろな方面から研究していただきたいわけでございます。その結果、現在における經營

移譲率の年齢の分布が五歳程度早まるといふ仮定から、先ほど局長が答弁いたしました六十歳時点の經營移譲率一四・二%が二五年に上がる

わけでございます。なおこの場合にも、先ほど申し上げましたように、有効傾斜率といふようなものでございますが、これは年金仕法によって計算するわけでございます。

現在の農業経営主と後継者の年齢の格差は平均で二十八歳といふことによつて計算いたしております。このよろしい基礎資料を使いまして、保険計算によりまして保険料の千二百九十八円というのを算定された次第でございます。

○合沢委員 いま程度の説明では不満足なので、それでは別々の計算になつておると思うのです。それのファクターがあつらうと思うので、私が六百八十四円が納得できるような、また五百二十六円、九十二円が納得できるよろしい基礎データを、ひとつ後ほどけつこうですから、いただきたいと思います。

それから次に進みます。五十五歳以上の方は該当しないということなんですが、こういった方が離農する場合にはそれぞれ十五万あるいは三十五万というような離農一時金を支給するといふことになります。ところが五十五歳を過ぎて離農して再就職することはきわめて困難だらうと思うのです。年齢が年齢でございますので非常に困難だ。そういう方が一体どの程度あると見込んでおられるか、それをお聞きしたいのです。

○池田政府委員 私は実際問題として五十五歳以上で離農する場合には差はあつてもいいと私は思うのです。移譲した場合には、一万六千円が年齢別に幾らか下がつても、やはり加入の対象には十五万あるいは三十五万のそれぞれ離農給付金を支給するといふことですが、こういった五十五歳以上の年齢者は二十代というか四十代といふことは、他のいろいろな事業とのバランス等からいいますも、なかなかむずかしい問題でございます。

○合沢委員 五十四歳までは適用になるといふことなんですね。そして一歳違えば適用にならないことなんですね。どうもいまの答弁では答弁になつていらないと思うのです。そういうことで、とにかく五十五歳以上の方が同じよう農業を移譲する。六十歳までかけて、六十歳になつたから後継者に移譲する。この移譲といふのは国の政策なんですが、かりに移譲しても、その方には移譲年金も何もなし、しかも移譲しなくて六十五歳になつても、もちろん年金はないといふことなんで、そういうことに対し、いまのは御答弁になつていますか。

○池田政府委員 どういうふうに御答弁申し上げた資料にもございますが、五十五歳以上の方が約二百万、百九十五万七千ほどございます。

○合沢委員 そういう質問はしていないのです。当然国民年金にも加入しておりますので、将来脱退といふか離農一時金として支給される者はどの程度見込んでいいかといふことなんです。

○池田政府委員 第一種農家でございますが、国民年金に加入しまして五十五歳の方は四十五万程度年金に加入しまして五十五歳の方は四十五万程度となつております。

いたしまして、その他の方にも何らかのやはり手当をすべきじゃないか、こういう御質問だと思ひますが、後ほど調べてほしいと思うのです。もう一度、それにつきましては、国民もこれに加味して計算するわけでございます。

○小沢(辰)委員長代理 いまの質問の趣旨わかりますか。

○池田政府委員 わかります。

○合沢委員 この年金の対象にしてあげるべきではないかといふことなどを五十四歳、一歳違つてどうにもならないといつたようなことなんですが、当然こういった方々には差はあつてもいいと私は思うのです。移譲した場合には、一万六千円が年齢別に幾らか下がつても、やはり加入の対象には十五万あるいは三十五万のそれぞれ離農給付金を支給するといふことですが、こういった五十五歳以上の年齢者は二十代というか四十代といふことは、他のいろいろな事業とのバランス等からいいますも、なかなかむずかしい問題でございます。

○合沢委員 五十四歳までは適用になるといふことなんですね。そして一歳違えば適用にならないことなんですね。どうもいまの答弁では答弁になつていらないと思うのです。そういうことで、とにかく五十五歳以上の方が同じよう農業を

移譲する。六十歳までかけて、六十歳になつたから後継者に移譲する。この移譲といふのは国の政策なんですが、かりに移譲しても、その方には移譲年金も何もなし、しかも移譲しなくて六十五歳になつても、もちろん年金はないといふことなんで、そういうことに対し、いまのは御答弁になつていますか。

○池田政府委員 先ほどお尋ねがあつたこと、十分でないと私は思いますが、いま五十五歳以上で離農給付金の対象になります者は、農地の処分をいたしましたして離農をする者、こういう前提でございます。それを予定しておりますのは、年間一万四千人くらいを一応予定いたしております。ただ、この人は将来の事態によりまして、過去のデータからいまして離農をする者は、こういうふうに御答弁申し上げた資料にもございますが、五十五歳以上の方は約二百万、百九十五万七千ほどございます。

○合沢委員 そういう質問はしていないのです。当然国民年金にも加入しておりますので、将来脱退といふか離農一時金として支給される者はどの程度見込んでいいかといふことなんです。

○池田政府委員 どういうふうに御答弁申し上げた資料にもございますが、五十五歳以上の方は約二百万、百九十五万七千ほどございます。

○合沢委員 そういう質問はしていないのです。ただ、この人は将来の事態によりまして、過去のデータからいまして離農をする者は、こういうふうに御答弁申し上げた資料にもございますが、五十五歳以上の方は約二百万、百九十五万七千ほどございます。

○池田政府委員 どういうふうに御答弁申し上げた資料にもございますが、五十五歳以上の方は約二百万、百九十五万七千ほどございます。

いたしまして、その他の方にも何らかのやはり手当をすべきじゃないか、こういう御質問だと思ひますが、後ほど調べてほしいと思うのです。もう一度、それにつきましては、国民もこれに加味して計算するわけでございます。

○合沢委員 私の質問の答弁にはなつておりますが、後ほど調べてほしいと思うのです。もう一度、それにつきましては、国民もこれに加味して計算するわけでございます。

○合沢委員 ただいまの教理計算の基礎の内容でございますが、これは年金仕法によって計算するわけでございます。



策とは合致すると私は思うのです。そういう方は当然やはり加入しなかった者との差があつていいなんという理屈はないと思うのです。この点がはつきり矛盾しているといふふうに私は思うのですが、それでもなお矛盾していないと言えますか。

○池田政府委員 先ほど申し上げましたような基礎的な考え方があるわけでございまして、私どもは農業者年金に加入している方は当然農業を継続する、一応こういう前提で原則的には考えておるわけでございますから、そういう方について六十歳以降の給付なり六十五歳以降の給付に重点を置きまして、そのあとの生活に支障がないように、こういふねらいでございますので、かりに十年だけのところをとらえて比較をされると、金額的に若干そういう点はございますけれども、これはいわば非常に例外的なものであるというふうに実は考えておるわけでございます。

○合沢委員 十年をとらえていつてと言いましたが、じや十年をとらえてみるともっと悪いのですね。二十年をとらえてみると、利回りは四・三%にしかならないのですね。それから三十年をとつてみると、一時金は三%にしかならないのですね。それで、二十年たつてなくなつた場合は、金額と利回りを見てみると四・三%にしかならぬ。やめた場合、離農した場合あるいは死しした場合、一時金は四・三%、三十年の場合には三%にしかならないということなんです。これはどうお考えですか。

○廣瀬政府委員 利回りの点につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。

なぜそぞういうふうになつておるかと申しますと、先ほども農林省のほうからお話をありましたように、この基金の主目的は経営・移譲、それからその後の老後の保障ということが主目的でございまして、この中心は老齢年金が主目的でございまます。ただ、途中で死亡されたり、あるいは脱退されれた場合には、やはりそれまで掛け金を掛けておられたわけでございますから、それ相当の一時金

が、その一時金の考え方にはいろいろな考え方があります。ございまして、必ずしも掛け金の長短に関係なく、死亡の場合には死」「一時金とか、あるいは途中の脱退の場合にはなんべつと申してはなんですが、そういうふうな気持で一時金を出すといふような考え方もあるわけございますが、いずれにいたしましても、掛け金を割るということは非常に申しわけないことでござりますので、經營移譲年金に重点を置きまして、その残った分につきましてその範囲内でできるだけの利回りを出す、そういうことで、必ずしも掛け金の長短に一定の利回りを掛けたという金額にはなっていらないわけでございますが、あまり長短に関係なく、しかし、その長短はある程度考慮して一時金を出そうといふ考え方でこうじょうふうになつておるわけでござります。

○合沢委員 この制度が強制になつていらないならば、私問題ないと思うのです。国の法律によつて当然加入で強制されておるので。しかもその利回りは、先ほどの場合は移譲しない方は五分五厘にも回らないといふことなんです。これに問題があつた。ところが今度はそうちではなくして、二十二年掛けた、死亡したというような場合に、これは四分三厘なんです。これは残つた方は奥さんや子供が残るのでしょうが、まことに氣の毒と思うのです。農業者のために、農業をやろうとしてある方なんです、こういう方は。そいつた方があとで困るということを、当然四分三厘程度の利回りにしかならないような一時金というのは氣の毒じゃないか。これは強制しておるのですよ。国が法律で強制するものが四分三厘でいいのか、あるいは三十年掛けた三%でいいのか、これは酷だと思うのです。こんな内容を農民が知つたらどう言いますかね。これはいい法律だと喜んで加入しますか。喜んで加入しないものを強制させるのですか。もう一度御答弁願いたいと思う。

○廣瀬政府委員 この年金は、御承知のように經營移譲した場合の年金、それから經營移譲しない

場合でも六十五歳以降の年金、それからいまお詫びがあるわけござります。それを原価で計算いたしましたが、千二百九十八円、これは保険料と国庫負担を入れた所要財源でございます。これでこの三種類の給付をまかなうわけございまして、結局この財源の配分になるわけでございますが、この財源の配分をどういうふうにするかという年金設計上の問題がござります。この場合には、私どもはやはりこの制度をつくった趣旨にならうように、必要なところへはたゞさん財源を配分するというふうなことをしておりますので、主たるところへは多くの財源を配分しますと、従たるところには財源の配分が少なくなるということはやむを得ない点でございまして、そういうような関係で、ただいま申し上げましたようなことにならざるを得ないわけでございます。

○合沢委員 私は、ならざるを得ないというかどうか、そういうことを聞いてはいないのですが、大体私の言わんとするところはわかつたと思うので、それについてはこれ以上追及をいたしません。

○橋本(龍)政府委員 私どもは職域年金とは考えておりません。といふのは、国民年金という制度の上に上積みされた一つの必要やむを得ざる年金制度でありまして、むしろこれは国民年金を本体とした付加年金の性質を非常に多く持つております。ただ、農業というものを一つの職種としてお考えになります場合には、これは職域年金の性質も当然備えているということは申せます。

○合沢委員 これは私は本会議の代表質問でも申し上げたのですが、農業の実態からしてこういった年金は考えるべきではなかろうか。そうした場合、やはり農業にはんとうに従事しているその現

実の日本の農業の姿は、があちやん農業が多いわけなんですね。そういった農業に従事しているかあちやん、奥さんを全然外視するということですね。私はやはり一緒に見ていいんじゃないかなと思う、実際の現実の姿から。そういう点について、私は実態に合わないような気がしてならないのです。ですが、この点もう一度御答弁願いたいと思います。

○池田政府委員 これはもういまさら申し上げるまでもございませんけれども、この制度は要するに経営移譲を促進するといふところにかなり大きくなウエートがあるわけです。あわせて老後保障の充実でござりますけれども、経営移譲の促進ということに大きなウエートがある。すると、経営移譲ということでござりますから、経営者ではない従事者でござりますと、これはまた全く別個の觀点になるわけでございまして、家庭の主婦が実際に農業に従事しているのは御指摘のことおりでございますけれども——もちろん主婦でありますとしても、経営主になつていれば該當いたしますけれども、経営主でない主婦の方に対して何らかの措置をする。こうしたことになりますと、これらは全く老齢保障というような觀点から組み立てるか、あるいは他の全く新しい農政上の一つの要請を導き出すかしないと、制度としては仕組めないわけでございます。で、老齢保障という觀点だから申しますと、農業者だけを抜き出してやるということは、これは国民年金制度との関係からいしまして困難でございますから、結局いまの農業者年金の構想からはそういう方ははずれる、こういうことにならざるを得ないわけでござります。

して先ほど申し上げましたが、二〇〇名の専業農家はさらに減っていく方向にある。八〇%の兼業はさらに増加する傾向にある。兼業農家の經營移譲というものがこのようにも進むということは実際問題として考えられますかどうか、この程度の法律で。兼業農家は、子供が通勤している、おやじが働いている。子供は通勤しているんだ。私が農協地区の場合はそういうことなんですが、ほとんどが通勤している。おやじは一生懸命奥さんと働いているということなんです。しかもそれがだんだんそういう者が多くなってくると思うのですね。そうして、おやじがもう六十になつたら、子供がまだ月給もらつてゐるが、通勤やめて、ほつたらかしてやめて、自分が農業経営主になるかどうかですね、わざかの一万六千円ももらつたために。そういうことが可能ですか。そういうことによって促進されますかどうか。私は促進されないと思ってゐるんです。その結果は、この中の三分の一のこれに対する国の補助金といふものは非常に金額的に減つてくる。減つてくる可能性があるだろう。国の補助金はきわめて安上がりの見せかけの年金になるような感じがして私はならないい。

そこで、私はそういう見通しをしているのです  
が、局長はこういうような数字で經營移譲が促進するということは、現状の姿からして依然としてそういう見通しをされますか。

○池田政府委員 確かに御指摘のように、他の勤務、他の職業に従事しておられるその後継者の方がおやじさんが隠退をしようということで再び農業に帰つてくるという事例は比較的少いだらうと私も思います。ただ、この經營移譲というのはいまさら言うまでもございませんが、後継者に対する移譲とそれから第三者に対する移譲とによりますいわゆる離農ということを、両方含んでいます。なあ、これは從来農林省の農業者年金のい

いろんな研究会で農村社会学あたりにかなり造詣の深い先生方にお集まりいただきいろいろ議論をさせていただきましたときのあれとしても、大体こういう制度ができるならば少なくとも五年程度は移譲の時期が早まるのではないか、こういふよう御意見が非常に多かったわけでござります。もちろん将来のこととござりますから的確には申せないわけでございますが、私どもはやはりこういふ制度が一つのきつかけになつて離農を含む経営移譲というのは従来よりはるかにふえてくるのではないか、こういうように思つてゐるわけでござります。

○合沢委員 私は離農の促進の効果、また経営移譲の促進の効果がないとはいえない、あらうと思

うのです。ただ、こういった見通しでもって、こういった数字のもとにこの金額、掛け金がきめられていると思うので、そうすると、このとおりいかないという場合には相当余力が出てくると思うのです。利益が出てくると思うのです。そうすると当然この部分に対する掛け金の三分の一の金額、国が持つその補助金部分というのは非常に減つてくるだらうと思うのです。だからおそらく私の見通しではこういった数字にはいかぬだらう。そういうようなことからして、こういった三分の一の金額といふものはこれは金額としては減つてくるというように考へるのです。したがつてこれは國の安上がりのものになる、補助金として安く上りの基金になつてくるというように考へるのであります。同時に三〇%部分の補助金については、私せめてこの部分は既得権として——三分の一は減るということことは予想されるので、三〇%部分については、これはこの基金の既得権としてぜひ今後も存続してほしいと思うのです。これについて今後どのような見解を持つておられるか、維持する考え方があるかどうか、ひとつはつきりしていただきたいと思うのです。

政府部内で相談また議論になつたところであります。が、そういう点はよく承知いたしておりますので、慎重に検討してやつてまいりたいと思つております。

○**倉沢委員** 大臣、三〇%部分は農林省サイドのひとつ既得権としてぜひこれは変えなくしてやつていただきたい。特に私は、三分の一的部分の補助金は、これはなかなか經營移譲はそう進まずして、三分の一そのものの金額は減つてこようと思うのです。したがつて国の持つ約東部分は減つてくるのだから、せめて三〇%だけは農林省サイドの既得権としてぜひこれを農林大臣として今後継続するように努力してほしいということを申し上げ、その見解をお伺いしておるわけなんです。

○**倉石国務大臣** いま申し上げましたように、十分検討してやつてまいります。

○**合沢委員** まことに残念な答弁でございます。せめて農林大臣であれば、要望の線に沿うように努力するというくらいの答弁はあってしかるべきじゃないかというふうに私考えるのですが、まことに残念な答弁でございまして、いまの答弁を農家が聞くならば、まことにたよりにならない大臣だといふように考えるのじやないかと私は思つのです。ほんとうに私も残念でございます。

次に質問を移しますが、この資金の運用についてでございますが、農地を売つたり買つたりするような資金、売買の資金、それからそいつた資金の貸し付け、それから被保険者の福徳になるような事業資金というふうに運用せられるようですが、一体そいつた金額をそれぞれ種類別にどのようにもその運用比率を考えておられるかをお聞きしたいと思うのです。

○**池田政府委員** これは、たとえば農地の買ひ入れ資金につきましては、何%というようなはつきりした比率はまだきめておらないのでございります。十分国会におきます御意見も伺いまして私もは善処をしたいといふふうに考えておりますが、従来の例から申しますと、他の年金制度の例でございますけれども、国庫負担によります積み

立て額、これは資金運用部等で運用をするというのが従来の例でございます。それからそれ以外のものにつきまして、一部たとえば三分の一というようなものが資金運用部で運用するといふような例が非常に多いわけでございますが、私どもは、今回の積み立て金につきましては農地に運用するという非常に特殊な事業を織り込んでおるわけでござりますので、そのため農家の方の補助といいますか、そういうほうに非常に支障を来たさないようあるいは年金として相当な収益をあげられるものが収益をあげられない結果、それが組合員のほうに不利に反映するということにならないようにつきましては押えたいというふうに考えておるわけでございます。具体的にたとえばそれを一割にするとか、あるいは二割にするとかいうところまでは、いろいろ検討はいたしておりますが、まだはつきりきめておるわけではありません。

○合沢委員 私は、この資金の運用で、農地の売り買いですが、これを実際やるとなると相当な人手は要るだらうと思うのです。先般委員会の質問で、従たる事務所をどう考えているかということについてまだ考えていないといふようなことでしたら、私は、農地売買という問題があるので考えていないというのをおかしいと思うのです。将来的構想等が農地売買について当然なければならぬと思うのです。農地売買をするとした場合、一体主たる事務所だけでいいのかどうか、これはやるならばおそらく各県に従たる事務所を全部置かなければならぬという状態になると思うのです。この点、どうなんですか。

○池田政府委員 私どもは、前回もお答え申し上げたでござりますが、事務所を置くということは考えておらないわけでございまして、それになれば具体的にどうするかと申しますと、他のしかるべき団体にお願いをいたしまして、もちろんその場合に価格の基準というようなものは基金としてはきめるわけでございますけれども、そういう基準に従つて評価をするというようなこと、あるいは

八

は買い入れの具体的な実務あるいは買い入れました農地の管理というようなものは、それぞれしかるべき団体にお願いをしてよう、その団体をどうするか、これはあるいは農協という考え方もございましょうし、あるいは農地法の改正案が通りますならば農地保有合理化法人といふものが各県にできることになつておりますので、そういうものに委託をいたしましてやるということです。あまり必要のないような機構は設けたくない、こういう考え方でございます。

○合沢委員 そうすると、従たる事務所は考えていないということにもかかわらず従たる事務所を置くよくなことに規定はなつているのですが、その点、どうなんですか。

でござりますが、何ぶん新しい事業でござりますので、将来、実際運用してみないとよくわからぬいという点がかなりあるわけでございます。大体私どものいまの想定では、たとえば加入者の資格の認定でござりますとか、あるいは加入、脱退等の事務でござりますとか、あるいはいまお話ししがございました農地関係の事務でござりますとか、あるいは年金の支給でござりますとか、大体いま申し上げたような町村なりあるいははしがるべき団体にお願いしてさばけるのではないかというふうに考えておりますけれども、将来の事態によりましてどうしてもうちよつとこまかいことを事務所で基金としてタッチをしなければならないといふ事態も全くないとは申せませんので、そういう事態に備えまして置けるような規定を実は設けておくということで、現在のところはなるべく設けたくないという気持ちでございます。

○合沢委員 農地の流動化の問題については、農地法が成立すれば、また農協法等とも関連がございますが、農地の保有合理化法人が発足するということになるわけなんですが、この農地保有合理化法人の目的は、農地の流動化にあるということだと思いますが、農地の保有合理化法人が発足するのだとと思うのです。同じような目的のものが二つあるということはかえって農地の流動化を促進しや

なくして混乱させるんじやないか。またそれに委託するといつたようなことは、このこと自体も、特に農地保有合理化法人に委託するとなりますと、農地保有合理化法人の委託しているものとの関係はどうなるのか。これは非常にむずかしくなっていく。場合によってはきわめて危険なものとこの基金にやらせる、そして危険率の薄いものはみずから農地保有合理化法人がやるといふようになります。そこで、その結果この基金の運用といふものは、この確実性、安全性といつたものと、この基金にやらせる可能性があると思うのであります。要するにそいつら競合させる、混乱させるということになります。これは決していいことじゃないし、また資金の運用の安全性の面から問題があると思うのです。そういうことよりむしろそれは売買をやめて、農地保有合理化法人に融資をするというようなことでどうなんですか。特にこの基金の総額が年間百八十億ですか、その程度を見込んでいる。割程度であればわずか十八億円です。先ほどそう考えていない。割程度といふことであればわずか十八億円なんですね。もちろんこれは年々あえていくんでしようが、いずれにしましてもむしろそういうたものは一本化して簡素化して、そして農地の流動化を促進するということのほうがよりいいんじゃないかというように考えるのですが、この点御意見を聞きたいと思うのです。

いますが、原則的に、前回も御答申申し上げたか  
と思ひますが、なしが三分くらいの利率を考へて  
いるということをお答え申し上げたわけでござい  
ます。そういうものを前提にいたしまして、必要  
な額の利子補給をするということは、原則的には  
私どもは財務当局のほうとも了解をしてもらつて  
いるというふうに考えております。

○合沢委員 私は利子補給は一体どのくらい回る  
のかということを聞きたかったのですけれども、  
後ほど、もしここまで話が進んでおるのならば、  
何分程度の利回りになるような利子補給を相談し  
ているということでお答えを願いたいと思うので  
す。

それからもう一つ、売買する場合、離農する方  
から農地を買った。ところが売る間に相当の期間  
もあるわけですね。この間にはゼロなんですね。  
貸す場合はそらですが、運用利回りはゼロになる  
わけなんです。三分にならないわけなんです。そ  
ういう場合もどう考へているのか。それからもう  
一つの問題は、離農する者から農地は買ったが、  
売れないといふことがあるわけですね。相当長期  
にわたって売れない。しかし地価は下がっていく。  
そして結局欠損せにやならぬという場合が起  
こってくると思うのです。こういった欠損になる  
こともあります。こういうようなことと  
にこの資金を使うということは、これはもう安全  
性という面からどう考へているのか、この点をお  
聞きしたいと思うのです。

○池田政府委員 前段のお答えでございますけれ  
ども、下のほうを三分ということを基準にして利  
子補給をするということにおいては、原則的に財  
務当局と話がついておるわけでございますが、上  
のほうを幾らにするか、たとえば五分五厘にする  
とか六分五厘にするとか、あるいは七分にすると  
かいうことは、まだ話はそこまでは実は詰まって  
おらないわけでござります。私ども極力実際に合  
わせたいという気持ちでござります。

それから、買い取りました農地が、地価が下が  
る等のことがあつて欠損を生じた場合にどうする

か、あるいは持っている間どうするかということです。そこまでいきますが、私どもは、買い取りましたものにやはり利子部分を見込みまして、買い取りの希望者に譲るというのが原則的な考え方であるらしく思います。また買い取りましたものが地価が下がるということもありますけれども、一方では、たとえば買い取りました土地が市街化等になりますして農地としては利用しにくい。しかし、いつまでも持っているわけにはいかないということで整理売却みたいなことをする場合があるわけでござりますから、そういうものといまお話しのございました下がるような場合とを相殺するといふようなことを考えれば、基金にそぞう大きな負担をかけるということはないのではないかと思ひます。

損失補償についての大蔵省との話し合いが前提になればならぬと思うのですが、この点どう考えますか。

卷之二

私どもは過疎地域といいます

もう少し農民の意思が反映できるようなことにしたいとおもつたので、そこで最もつきりするのを、なんですか。私は、そこで最もつきりするのは、各県から一名の代議員が出て、そうしてその代議

そこで代議員といいますか、そういうやうなものを選んで、それからさらに理事長なり何なりを選ぶ。こういうような方式になるのではないかと思うわけでございますが、とにかくそういうたよらな二三百万人のところからそういうものを選んでくるということは技術的に非常にむずかしいというのが私どもがいろいろ検討をいたしました段階で一つあつたわけでございます。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

地価が上がっている場合が非常に多いわけでございまして、そういうような点をいろいろ考えてみますと、運用が非常に適切を欠けば別でございまが、十分注意して運用すれば、これによりまして非常に欠損を生じるということはあまりないのではないかと私は思います。しかし、御注意の点もござりますので、私どもはそういう売却の価格等につきましては十分さらに検討いたしてみた、と思います。

この理事長なり役員を選任する。しかし、監督権は強化していくというようなことでいいんじやないか。そういうことにできないものかどうか。特に農林省が当初評議員の数を要請する場合も、各県一名といつたことなどで評議員の数も予算要求しておるようですが、当然各県の実情といふものも違います。」そういう事態が反映できるといためにも、各県から一名ずつ、しかもそれが代議員である。そしてその代議員会で理事長、役員が選任されるというような方向に農業団体等の要望もございまして、この際ひとつ変えることを

あるわけでございまして、これに随分和解的であります。ことにかなりウエートを置いた年金、いわば国の農業構造の改善政策の一つの色彩を非常に強く持つておる年金でございまして、性格も公的年金でございます。そういう年金で、さらに基金は農地の買い入れ等の事務をやりますし、離農給付金といふ、國からある意味では委託を受けた事務をやる。こうしたことでござりますので、そういう性格からいたしまして、下から完全に積み立てるといふことがどうもやはり若干問題がある、こういう議論がございまして、そういういろいろな点を勘案いたしまして、現在の制度に落ちついたわけでござります。

なお、評議員の数が少ないのでないかという御指摘でございますが、それは確かにたとえば五十人、六十人という考え方もあり得ると思いますが、これはあまり数が多くなって、十分いろいろな綿密な議論等をするのに支障を来たすというところございますので、そこらも考えて、三十人くらいのところが相当なのではなかろうかというふう

それから次に、これはもう従来どなたも言つたことなんですが、この基金の機構ですが、理事長も監事もまた評議員も全部農林大臣の指名ということなんです。私は、もっと何とか農家の意思、加入者の意思が反映するようなことはできないのかどうか、この点非常に問題が過ぎる。特にこの点については先ほど申し上げましたが、半ばこの四月一二二日の農業会議等の大会においても、このことが最後の大きな要望事項として上がつてきているし、また農協系統としても何とかこれを

要望したいと思うのですが、これについての御意見をもう一度聞かしていただきたいと思います。

○池田政府委員 これは実は下から積み上げる方式という御主張だと思うのですが、とにかく非常に数が多いわけでございまして、大体二百万人を一応想定している。そうすると、そういう二百万人のところから積み上げていくということになりますと、これはおそらく選挙制か何かをとりまして、たとえば農業委員会の選挙みたいに選区でもつくりまして選挙をして、そうして

うに一応考えた次第でござります。  
なお、しかし実際の運営におきまして、評議員会では重要事項を十分御検討をしていただいて、その線に沿つて理事長が事を運ぶ、あるいは主務大臣が監督をいたします場合もそういう線に沿つて十分監督をするといふのは当然のこととございまして、この点はお認めいただけます。

策を遂行するにはやはり民主的な方法によらないとどうまいかないだらうとは思うのです。何でもそいつた官僚的なものの考え方では、かえつて反感を持つし、政策遂行のための手段としては有効適切ではないといふように判断するのです。いま國の政策を——こういった農業者の農業經營の近代化なり農地流動化の問題等は決して農家も反対していないのです。私は反対していないと思うのです。そいつた政策を遂行するのに、何でこらいった機構でなければならぬか。私は決してそいつたものじゃないと思う。むしろそれを官僚機構にすることが、こういった機構にすることこそ政策目標を達成するための妨げになる。必ずこれについては農民の世論は反対の世論が起つてくると思うのです。というのは、すでに農業會議としても、大会等でそいつた要請をしてしまった。また農協組織もこれについては反対しているわけなんです。だから私は、そのことがこの政策目標を達成するよりにならないと思う。そいつた意味でも私は決していまの御答弁では満足はないのです。ぜひひとつの点は再度御考慮を願いたい点でございます。

次に進みますが、委託の問題でございます。業務を委託するということなんですが、その中で農

業者を委託するということ。しかもそれが法律で認められるとなるとちょっと問題があるのでないか。農協の性格からいつて問題があるよう位に思ふのですが、その点ひとつ御意見を開かしていただきたいと思うのです。

○池田政府委員 私どもは農業者年金の掛け金のたとえば徴収でございますとかあるいは給付等の仕事を農協とかあるいは市町村に、実情に応じましてお願いをするということござりますがこれは農協の性格とは一つも矛盾はしないのではないかと思ひます。ただ、若干農協の方にも一部誤解があつたようございますが、それは掛け金を納めないとときに強制徴収をする、これを農協にやらせるということがありますと、これは確かに農協との間の性格の矛盾という問題が起きてまいります。しかしこれは私どもは実は考へておるわけではありません。ただ今回農業者年金は前からいろいろ話がござりますように、経営移譲といふことを一つの重要な支給要件にいたしておりますので、漁業の場合に同じような経営移譲といふものを考へるようないふでございます。したがいまして、現在の段階におきましても、漁業者年金といふものは非常に考えにくい。こういう結果にはなつてゐるわけでござります。ただ、いろいろ漁業のほうでも御意見があるようでございますので、また将来の検討課題にはなるうと思いますが、現状におきましては同じような考え方をするのは困難であろうといふふうに考へます。

○合沢委員 了解いたしました。

それから次に、農業の問題については確かに構造改善等進めていく必要がある。そこでこれも若干の助けにならうかと思うのですが、われわれは農林水産委員会ですが、林業の問題あるいは水産業等の問題についてもそいつた政策がやはり必

の自主的な意思で民主的に運営るべき団体であるわけなんです。そこでそいつた民主的な自主的な組織である農協に、このような性格の基金の業務を委託するということ。しかもそれが法律で認められるとなるとちょっと問題があるのでないか。農協の性格からいつて問題があるよう位に思ふのですが、その点ひとつ御意見を開かしていただきたいと思います。

○池田政府委員 これはいろいろ検討いたします段階でもそういう問題がいろいろあつたわけでございます。検討の経過みたいなものから申し上げますと、林業の方は実はほんどの方が農地を持っております。一部全く持つてない方も、非常にまれな例外でございますが、ほんどの方が持っておりますので、実質的には農業者年金の対象にならうと思います。漁業の方も一部農地を持つておられます。一部全く持つてない方も、非常にまれな例外でございますが、ほんどの方が

持っておりますので、やはり漁業者年金といふものをもしかりに考えますならば、別の範疇にならうといふふうに考へておるわけでございます。ただ今回の農業者年金は前からいろいろ話がござりますように、経営移譲といふことを一つの重要な支給要件にいたしましたので、漁業の場合に同じような経営移譲といふものを考へるようないふでございます。したがいまして、現在の段階におきましても、漁業者年金といふものは非常に考えにくい。こういう結果にはなつてゐるわけでござります。ただ、いろいろ漁業のほうでも御意見があるようでございますので、また将来の検討課題にはなるうと思いますが、現状におきましては同じような考え方をするのは困難であろうといふふうに考へます。

○合沢委員 最後に御要望申し上げたいのです。まず最初に、私が先ほどの質問の中で御要望

が、まず最初に、私が先ほどの質問の中で御要望申し上げましたが、この年金の掛け金の算定の基礎資料の詳細なものをひとつひいただきたいと申しますが、これが現実的具体的日程にのぼりましたのは昭和三十三年ころからでありますから、すでに十数年を経過いたしておるのであります。これが現実的具体的日程にのぼりましたのは、昭和四十二年一月の総選挙の際に、佐藤総理大臣が、農業者にも恩給を支給する制度を実現をするとこととを公約されました、それが発端と

者といつたようなものも同じような構造政策のところもあるし、この年金の中に項目を別にしても入れるべきじゃないかというように考えるのです

が、現行案に入つていない。そこでいまこれをすぐ入れるといつても無理だと思うのですが、将来についてお聞かせ願いたいと思う。

それから最後に、この年金は佐藤総理が「農民にも恩給を」といつたようなことで、あれ以後ずっと農家の方々は、おれたちにも恩給がもらえてるんだといふことで、非常に期待しているのが実情だと思うのです。ところが先ほど指摘しましたように、また從来指摘されておりますように、掛けたものが五分五厘にも回らないというようなことは失望しようと思うのです。それから、五十五歳以上の方で一生懸命戦後から今日までやつて、

かううかと思います。

○合沢委員 これはいろいろ検討いたします段階でもそういう問題がいろいろあつたわけでございます。検討の経過みたいなものから申し上げますと、林業の方は実はほんどの方が農地を持っております。一部全く持つてない方も、非常にまれな例外でございますが、ほんどの方が持っておりますので、実質的には農業者年金の対象にならうと思います。漁業の方も一部農地を持つておられます。一部全く持つてない方も、非常にまれな例外でございますが、ほんどの方が持っておりますので、やはり漁業者年金といふものをもしかりに考えますならば、別の範疇にならうといふふうに考へておるわけでございます。ただ今回の農業者年金は前からいろいろ話がござりますように、経営移譲といふことを一つの重要な支給要件にいたしましたので、漁業の場合に同じような経営移譲といふものを考へるようないふでございます。したがいまして、現在の段階におきましても、漁業者年金といふものは非常に考えにくい。こういう結果にはなつてゐるわけでござります。ただ、いろいろ漁業のほうでも御意見があるようでございますので、また将来の検討課題にはなるうと思いますが、現状におきましては同じような考え方をするのは困難であろうといふふうに考へます。

○合沢委員 以上であります。

○草野委員長 千葉七郎君。

○千葉(七)委員 農業者年金基金法に対しまして若干の質問を申し上げまして、提案者の御意見をお伺いいたしたいと思うのであります。

農業者に対する年金の問題が公式に取り上げられましたのは昭和三十三年ころからでありますから、すでに十数年を経過いたしておるのであります。これが現実的具体的日程にのぼりましたのは、昭和四十二年一月の総選挙の際に、佐藤総理大臣が、農業者にも恩給を支給する制度を実現をするとこととを公約されました、それが発端と

なりまして同年の三月、衆議院におきまして、国民年金ですべてのものをまかなくことが非常に困難な点があるので、農業のいま置かれておる地位から、ことにまた継続的な農業、專業農家等を育成強化するためには、農業の特殊性にかんがみえて、農民に対する年金なり恩給なりを内容とする特別なくふうがあつてしかるべきだと考えておるのである。その検討をしておる。こういう答弁が行なわれましたことが現実の日程にのぼった発端となつておるわけであります。農民に対しても恩給を支給するというのでありますから、この総理大臣の言明を聞きました農民は非常に大きな期待を寄せたであろうことは、これは想像にかたくないところであります。

私は厚生問題につきましてはずぶのしらうとでありますから、したがいまして、この問題の初歩的な点からお伺いをいたしてまいりたいと思うのでございますが、第一番にお伺いをいたしたいのは、佐藤総理大臣がおつしやいました農民に対して恩給を支給するという制度を実現するというのであります。この恩給の定義は一体どういうことかということであります。恩給の定義なり、あるいは年金の定義と申しますか、その点をまず第一にお伺いをいたしておきたいと存じます。

○廣瀬政府委員 佐藤総理の使われた意味がどういう意味を含めて使われたのか、これは私は何とも申し上げられませんが、一般に恩給ということばは、昔、軍人それから文官にあつたわけでございます。その場合にはいずれも官吏でございまして、國に長い間奉仕したという意味を含めて、退職した後に生活を保障するという意味に使われておつたわけでございます。現在は國家公務員共済組合が引き継いでおりますが、これは年金制度の一種でございます。一般に厚生省では厚生年金あるいは国民年金を所管しておりますが、私どもの使っております年金制度の年金といふことばでございますが、これは老齢になりまして所得が減少するのをしましたり、あるいは所得が全然なくなつた場合に、その所得を保障するために公的な保険の制

度を利用いたしまして年金を出すという意味に  
使っておるわけでございます。

度を利用してしまして年金を出すという意味に使つておるわけでございます。

○千葉(七)委員 私は、恩給というからにはこういう内容を持つてゐるのではないかと思うであります。社会的にあるいは国家的に任務を果たした一定の年齢に達した老齢の人に対しても報いるための國からの給与、したがつて老後の生活を保障する制度、これが恩給の制度の内容ではないかと思うのですが、このように理解して置きたいあります。

○廣瀬政府委員 恩給の問題はいま現在ございませんが、昔の制度の引き継ぎがございまして、現在在総理府の恩給局で所管しておりますので、私がからは正確なお答えはできませんが、大体そういうお考へでよろしいのぢやなからうかと私も考えております。

○千葉(七)委員 総理大臣は農民に恩給をやる、こういうことで選挙を打たれたわけなんですが、その結果自民党が勝利を得た、こういうことなわけですが、この総理大臣の言明に端を発して今日までの農業者年金基金法が制定をされようとしておるわけであります。この基金法の内容を見ますと、およそ恩給あるいは年金といったような性格からではなくはすべていいのではないか、このように考えられるわけであります。年金基金法、この法律の性格あるいは目的、それに二つ掲げられておるわけであります。経営移譲した農民に対する経営移譲年金を支給する、ある一定の年齢に達した農民に対しては老齢年金を支給する、こう二つが目的として掲げられておるわけであります。政府の考え方としては、この二つの目的のどを主として考えられておるが、それをひとつお聞かせを願いたいと思います。

○池田政府委員 総理の発言からのいろいろ御議論でございますが、私ども実はこの問題につきましてはずいぶん長い間いろいろ社会保障の専門の方あるいは農業の専門の方、いろいろな御議論を実は拝聴してきておるわけであります。特に国民年金審議会といふようなな

ろにおきましては、一体どういうふうにしてこの従来の国民年金との調整をはかるかというところ

従来の国民年金との調整をはかるかということころにかなりいろいろな議論が行なわれてきたわけですが、経営移譲の方といたしましては、もちろん農民の老後の保障、老後の生活の安定をはかるということは、これは農業構造の改善につながるわけでございます。老後の生活が保障だけ年金が組み立てられるかということになりますが、これは国民年金との関係もいろいろござりますし、他の業種との関係もござりますので、それだけでは農業者年金をつくるという根拠が非常に薄いわけでございます。結局、そういうふうなことから経営移譲といものを取り上げまして、経営移譲後、経営移譲した方がそのあとその生活に不安を起こすということになりますと、これは経営移譲がなかなか進まないということになりますから、経営移譲した方には、そのあとその老後の生活を援助するため年金の支給をしておこう。従来は、国民年金では六十五歳から支給されておりますが、それではいかにもおそ過ぎる、やはり農業経営の実態からいいましても五年くらい繰り上げるのが至当であるということで、六十歳以上で経営移譲した方にはそのあとの老後生活のお手伝いをするという意味で、経営移譲を支給物件にした年金を仕組むということになつたわけですが、ございまして、従来いろいろ御議論がございましたが、私どもは経営移譲というものが老後生活の保障ということになると決して無縁ではない、むしろ非常事態に密接に結びついているものというふうに考えておるわけでございまして、どちらに重点があるかということになりますと、そこいらが密接不可分であるということになるわけでございますが、やはり老後生活の保障だけでござりますれば国民年金以外の制度をつくるという理由は乏しいわけですが、ございますから、そういう意味で申し上げるなりますが、経営移譲のほうにかなり大きいウエートがな

○千葉(七)委員 経営移譲に重点を置いた年金基  
るの実事でございます。

〇千葉七三委員 経営移譲に重点を置いた年金基  
金法の性格であるということになりますと、いろいろな原因で、あるいはいろいろな事情で経営のまいまいました内容から見まして、この法律の性格は、経営移譲年金という部分を一応論外に置きますとして、老齢年金の部分を考えてみますと、内容的には年金とか恩給とかいったような概念と申しますか、あるいはそういうカテゴリーと申しますか、そういう範疇からは全くはずれておる制度になつておると私は理解をするのであります。経営移譲しない農民にとっては、これは全く年金制度でもなければ恩給制度でもないのであつて、単なる生存者保険制度的な内容しか持つていないと考へられないのです。その点はどうぞう  
しょう。

○池田政府委員 私がお答えをしていいのかどうか若干問題がございますが、私どもけさからのいろいろ御議論もございましたが、これは厚生省の政務次官からもお答えがございましたが、切り離して移譲年金は別にしてとおっしゃると、どうやら離して比較をするのは非常に問題がある。やはり経営移譲というチャンスがあるわけございませんから、そのチャンスをつかんだ場合においては非常に有利な年金の支給が受けられるチャンスを利用すべきだと思います。ただ、それにつきましても、私どもはやはり農家の方の率直な気持ちというものを十分に考えまして、六十五歳以降の給付をいたすといふ利点があるというのは否定できないところだと思います。ただ、それにつきましても、私どもはすといふことになると、掛け金が相当高くならざるを得ない。しかし、掛け金を高くすると、一言ではまた農家の方が負担能力から問題があるとい

う御意見がございまして、率直なところを申し上げますと、ついぶん負担能力と給付水準との間に行きつ戻りついたしまして苦労したのでございます。もちろんそこに国庫負担という問題がからみまして、国庫負担でどのくらい見るかという問題がからんで、この三つの間を行きつ戻りつした結果、いまのような形に落ちついたわけでございまして、いまの落ちついた形をこちらになつて、どうも元利合計がたとえば二十年の方は十分に戻らないとおっしゃれば、それは確かにそのとおりでございまして、たしか三分二厘くらいであったかと思いますが、少なくとも十年程度の方には五厘五厘の利子をつけてお返しする。あるいは十年よりももっと短い方は五分五厘以上の利息についておるわけでございまして、いろいろな負担能力とか国庫負担——これは当初は四二%くらいに実はなつておるわけでございまして、他の年金に比べますと非常に高率でございます。そちらの三者の間を行きつ戻りつした結果ということをまとまりました結果の一部だけをこちらになれば非常に不満だという御指摘もあり得るかと思ひますが、そういう事情があつたといふことはひとつ御了解をいただきたいと思います。

○千葉(七)委員 いまの答弁によりますと、經營

移譲のチャンスがあるにもかかわらず經營移譲しない人は不利をこうむつてもやむを得ないんだ、こういう答弁なわけですが、私はこの經營移譲のチャンスがあるにもかかわらず意識的に經營移譲しないといふような、そういう農民はほとんどないんじやないかと思うのです。だれも年をとつてよばよばになるまで農業をやりたいといふ人はないんです。できるなら早く後継者に經營を譲つて、寧ろ居的な生活をしたい。おそらく六十歳を過ぎた、あるいは六十五歳にもなつた農民だったら、だれだつてそら考へるだらうと思うのです。にもかかわらず經營の移譲ができない。自分で農

業の經營を継続しなければならぬという人は、經營を移譲したくてもできない理由があつて經營移譲ができない。そういう人が經營移譲しないで農業經營に従事している。それが農家の実態だと私は思うのです。私は農村出身ですが、そういう実態になつておるのです。經營移譲しなくともできぬ。そういう人がこの法律に定めのある年齢に至つても經營移譲しない。それが大部分なんです。そういう人に対して不利な扱いをするということは、全くどこから考へても私は納得がいかないところです。これはあとからまだんだんお伺いをいたしますけれども、そういう農村の実態から見ますならば、この制度は全く年金に値しない制度だと思います。これはあとからまだんだんお伺いをいたしましたけれども、そういう年金に値しないのはけしからぬから不利をこうむるのは当然な年金であるというふうに理解をされていて向きが確かにあらうかと思うわけでございまして、そういう方の感情からすれば、どうも理解ができないといふのは私わかるわけござりますけれども、総理も一般の農家の方が何でも年さえとれば金がいいだらうがしてならないのであります。いまの御答弁のように、移譲の機会があるにかかわらず移譲しない自分で農業經營をしたい農家なり農業の専門家などは多い。經營移譲しなくともこれはできない。そういういろいろな事情があつて、經營移譲しないからそういう人を差別待遇することは、全くこの法の精神からいって、年金の精神からいって、あるいは総理大臣の言明の恩給をやるという精神からいって相反していると思うのですが、その点に対するお考へはどうですか。

○池田政府委員 これは多少議論めた話で恐縮

ながで、「農民にも恩給を」ということばで、ややもするといたいと思うのです。七十、八十年になるまで自分で農業經營をしたいという人はおそらく一人もいない。經營移譲しなくともこれはできない。そういういろいろな事情があつて、經營移譲しないからそういう人を差別待遇することは、全くこの法の精神からいって、年金の精神からいって、あるいは総理大臣の言明の恩給をやるという精神からいって相反していると思うのですが、その点に対するお考へはどうですか。

○千葉(七)委員 いまの答弁によりますと、經營

移譲のチャンスがあるにもかかわらず經營移譲しない人は不利をこうむつてもやむを得ないんだ、こういう答弁なわけですが、私はこの經營移譲のチャンスがあるにもかかわらず意識的に經營移譲しないといふような、そういう農民はほとんどないんじやないかと思うのです。だれも年をとつてよばよばになるまで農業をやりたいといふ人はないんです。できるなら早く後継者に經營を譲つて、寧ろ居的な生活をしたい。おそらく六十歳を過ぎた、あるいは六十五歳にもなつた農民だったら、だれだつてそら考へるだらうと思うのです。にもかかわらず經營の移譲ができない。自分で農業經營を継続しなければならぬという人は、經營を移譲したくてもできない理由があつて經營移譲ができない。そういう人が經營移譲しないで農業經營に従事している。それが農家の実態だと私は思うのです。私は農村出身ですが、そういう実態になつておるのです。經營移譲しなくともできぬ。そういう人がこの法律に定めのある年齢に至つても經營移譲しない。それが大部分なんです。そういう人に対して不利な扱いをするということは、全くどこから考へても私は納得がいかないところです。これはあとからまだんだんお伺いをいたしましたけれども、そういう農村の実態から見ますならば、この制度は全く年金に値しないのはけしからぬから不利をこうむるのは当然な年金であるというふうに理解をされていて向きが確かにあらうかと思うわけでございまして、そういう方の感情からすれば、どうも理解ができないといふのは私わかるわけござりますけれども、総理も一般の農家の方が何でも年さえとれば金がいいだらうがしてならないのであります。いまの御答弁のように、移譲の機会があるにかかわらず移譲しない自分で農業經營をしたい農家なり農業の専門家などは多い。經營移譲しなくともこれはできない。そういういろいろな事情があつて、經營移譲しないからそういう人を差別待遇することは、全くこの法の精神からいって、年金の精神からいって、あるいは総理大臣の言明の恩給をやるという精神からいって相反していると思うのですが、その点に対するお考へはどうですか。

○池田政府委員 これは多少議論めた話で恐縮

ながで、「農民にも恩給を」ということばで、ややもするといたいと思うのです。七十、八十年になるまで自分で農業經營をしたい農家なり農業の専門家などは多い。經營移譲しなくともこれはできない。そういういろいろな事情があつて、經營移譲しないからそういう人を差別待遇することは、全くこの法の精神からいって、年金の精神からいって、あるいは総理大臣の言明の恩給をやるという精神からいって相反していると思うのですが、その点に対するお考へはどうですか。

○千葉(七)委員 いまの答弁によりますと、經營

移譲のチャンスがあるにもかかわらず經營移譲しない人は不利をこうむつてもやむを得ないんだ、こういう答弁なわけですが、私はこの經營移譲のチャンスがあるにもかかわらず意識的に經營移譲しないといふような、そういう農民はほとんどないんじやないかと思うのです。だれも年をとつてよばよばになるまで農業をやりたいといふ人はないんです。できるなら早く後継者に經營を譲つて、寧ろ居的な生活をしたい。おそらく六十歳を過ぎた、あるいは六十五歳にもなつた農民だったら、だれだつてそら考へるだらうと思うのです。にもかかわらず經營の移譲ができない。自分で農業經營を継続しなければならぬという人は、經營を移譲したくてもできない理由があつて經營移譲ができない。そういう人が經營移譲しないで農業經營に従事している。それが農家の実態だと私は思うのです。私は農村出身ですが、そういう実態になつておるのです。經營移譲しなくともできぬ。そういう人がこの法律に定めのある年齢に至つても經營移譲しない。それが大部分なんです。そういう人に対して不利な扱いをするということは、全くどこから考へても私は納得がいかないところです。これはあとからまだんだんお伺いをいたしましたけれども、そういう農村の実態から見ますならば、この制度は全く年金に値しないのはけしからぬから不利をこうむるのは当然な年金であるというふうに理解をされていて向きが確かにあらうかと思うわけでございまして、そういう方の感情からすれば、どうも理解ができないといふのは私わかるわけござりますけれども、総理も一般の農家の方が何でも年さえとれば金がいいだらうがしてならないのであります。いまの御答弁のように、移譲の機会があるにかかわらず移譲しない自分で農業經營をしたい農家なり農業の専門家などは多い。經營移譲しなくともこれはできない。そういういろいろな事情があつて、經營移譲しないからそういう人を差別待遇することは、全くこの法の精神からいって、年金の精神からいって、あるいは総理大臣の言明の恩給をやるという精神からいって相反していると思うのですが、その点に対するお考へはどうですか。

○池田政府委員 これは多少議論めた話で恐縮

ながで、「農民にも恩給を」ということばで、ややもするといたいと思うのです。七十、八十年になるまで自分で農業經營をしたい農家なり農業の専門家などは多い。經營移譲しなくともこれはできない。そういういろいろな事情があつて、經營移譲しないからそういう人を差別待遇することは、全くこの法の精神からいって、年金の精神からいって、あるいは総理大臣の言明の恩給をやるという精神からいって相反していると思うのですが、その点に対するお考へはどうですか。

○千葉(七)委員 これは先ほども質問がありまし

下の農家が七〇%も占めておるという実態だそですが、北海道等は二ヘクタール以上とするのは合理的ではないんではないかというような感じがするわけですが、その点はどうですか。

○池田政府委員 北海道の場合は確かに御指摘のような問題がござります。北海道全体でとつて県の〇・五ヘクタールくらいに匹敵するのではないかといふように考へるのでございますが、地域的に見まして、たとえば道南地区といふようなものをとりますと、これはほとんど内地と変わらない、こういふような実態がございますので、私は現在原則的には北海道の場合二ヘクタール程度ではないかと思いますが、たとえばいまの道南みたいなものについてまた別途の考へをするかどうか、これは十分に私どもも検討いたしたいといふことで、北海道の場合は原則としてということを申し上げておるのでございます。

から、論議をされました点についてはできるだけ重複を避けまして進めたいと存じますが、この給付金ですね、経営移譲年金、それから老齢年金、この二つと、それから死亡、脱退の際に一時金を支給する、こういうことになつておりますが、この死亡、脱退の際の一時金は抛出三年以上の者に對して一定の金額を支給することになつておるわけであります、そういたしますと、三年未満の抛出の金額というものは、これは切り捨てになつてしまふことになつているわけですね。そういうことになりますようね。

○農政委員 三年未満しか掛けない人が途中で脱退いたしましたり、あるいは死亡した場合には、その方は一時金はもらえません。その財源は他の年金給付の財源に回つておるわけでございま

たがつて、その理由いかんによつては、これは切

○千葉(七)委員 これは私は非常に不公平な扱いではないかと思うのです。脱退の農民には、それはいろいろ脱退の理由があるでありますよう。し

り捨てになつてもやむを得ないでしょうが、死亡した場合にも脱退と同一に取り扱うということは、これは非常に何と申しますか、無慈悲な取り扱いではないかと思うのであります。先ほどどなたかの質問に対しても、脱退の際には一時金を支給するのはおせんべつなり、香典なりを加入者に対して支給をするといふくらいの、何と申しますか、処置があつてもいいのではないかと考えますが、その点はいかがですか。

○橋本(龍)政府委員 先生のお気持ちとしては、それは実はよくわかるのでありますけれども、御承知のとおり、国民年金の上に組み立てられたこの制度としては、多くの要件が国民年金と同等にならざるを得ないわけであります。が、ちょうど国民年金も実は三年という一つの时限を置いて掛け捨てのよきな状態をつくっておりますので、この土台の構造から実はこういう措置をとつたわけでありまして、この点はお許しをいただきたいと思ひます。

○千葉(七)委員 それは考え方方がおかしいのぢやないですかね。土台の制度がそういう規定になつておるから、その上に補完をした制度もそれにならわなければならぬという理由はないと私は思う。要するに、国民年金だけでは十分でないからして、したがつて、この農民年金の制度を制定して、そして農民の勞苦に報いようというのがこの制度の趣旨なんでしょう。そういう観点からいへば、土台の国民年金が三年未満の掛け金の人達が死んだ場合には、国民年金には脱退といふことはないでしょうから、死んだ場合には何らかの措置をしないということであれば、それを補完する制度ですから、したがつて、この農業者年金の制度では、この三年、土台の国民年金が三年まで切り捨てなんだから、これも切り捨ててもいいんだ、そういう理由は私は成り立たないと思うのですが、その点はどうでしょく。

○橋本(龍)政府委員 もともと実は平家建てで設計いたしましたうち二階を縦ぎ足したわけであります。やはり平家の構造がそういうふうにできておりますと、その平家の面積以上の二階屋をつくるといらるのは建築技術上実は困難なのでありますけれども、お許しをいただきたいであります。

○千葉(七)委員 そういう理由は当てはまらないと思うのですね。私はそう思うのです。

それからこの老齢年金の問題ですが、これもしばしば論じられましたから、したがつて私は簡単に私の見解、考え方を申し上げて提案者の御意見をお伺いしておきたいと思うのです。しばしば論じられましたように、この老齢年金の支給額は、いまの金融機関の最低の定期預金の金利五分五厘で計算をすれば四千円をこす。それを三千六百円しか支給しないということは非常に不合理だといふ点が、これほどなたからも指摘をされ、強調されておるわけであります。それに対する当局の答弁としては、これは経営移譲年金を中心として考えておるのだから、したがつてこの老齢年金が多少不利であつてもやむを得ない、こういう答弁のように理解をいたしたわけですが、私はそういう考え方には、強制加入の加入者に対しては全く差別と申しますが、これは不合理さわざる取り扱いだと思うのであります。少なくとも金融機関の最低の利子で計算をした額だけはこの加入者に返すのが当然の措置だと思うのです。その上に経営を移譲した人々に對して優遇をするということならば、これはあつてしかるべきだと思う。これは当然そうあるべきだと思います。しかるに経営移譲者のほうにはこれを優遇するのだから、したがつて経営移譲しない者は不利になつてもやむを得ないという考え方は全く不合理な考え方だと思うのですが、その点はどうでしよう。もう一ぺん御意見を聞かせていただきたいと思います。

○橋本(龍)政府委員 たびたびお答えをいたしておるとおりに、経営移譲といふものを給付の要件

付の要件たる経営移譲というものを満足させただけない場合に、どうしてもそこに差異が生じてくることはやむを得ないと思うのであります。その点については、その金額、利率のいかんを問わず、そういう差というものについては、いま先生もお考えの中で認めをいたいたいようであります。が、その場合に現行七百五十円の保険料に対し、国として助成措置を講じながらこの年金を運営してまいります現在の制度の中で、これ以上の状態がつくり得ないわけでありまして、御了解を願いたいと再度申し上げる次第であります。

○千葉(七)委員 私は経営移譲を中心として組み立てるこの農業者年金基金法をけしからぬと言っているわけじゃないのです。それはそれでいいんですが、それだからこそ経営移譲した人を優遇する、そのためには犠牲にするといふことはないだらうというのです。

○橋本(龍)政府委員 私どもは犠牲にいたすといふ考え方ではございません。これも何回か当委員会で申し述べてきたわけでありますけれども、從来わが国にあります各年金に比して著しく高率の国庫負担をしておるわけであります。そりしてその中で生み出された金額がこういう形であつたということで、何を私どもは、優遇しないとかあるいは不利にその方々を追い込むのだというような考え方でこういう制度をつくったわけではございません。

○千葉(七)委員 しかしこの老齢年金については政府は何ら負担をしていないということになるわけですね。しかも老齢年金分の掛け金の五分五厘の計算でいくと四千何がしの支給の金額になる、それを三千六百円しか支給してないのだから、しきがつてこの老齢年金の部分に対しては政府は何ら負担をしてない、こういうことになるわけです。それにもかかわらず不利になつてもやむを得ないという考え方とは、これは私はどうしても納得ができないわけなんです。しかしそれをいつまでも繰り返しておつてもしかたがありませんから、

その点は何としても私たちには納得ができない点を強調して次へ移ることにいたします。

今度の基金の事業は、いわゆる年金の支給、それから、それに加えて農地の買い入れ、売り渡しが事業の内容になつておるわけですが、この条文を見ますと農地一寸帶をする施設をも買ひ入れる。

こうしたことになつて、いますね。農地及びそれに付帯をする施設を買入れるのだ、こうのことになつて、いるのですが、この付帯施設には宅地とか居宅等も含まれるかどうか。

○池田政府委員 これは一応法律にもあるわけですが、農地等の農業上の利用のために必要な土地とか、あるいは立木でござりますとか、建物とか、工作物または水の使用に關する権利とか、ことでございまして、宅地あるいはその方が

住んでいた住宅といふものは考へておらないわけではござります。

一家あがて離村をする。そういう場合には、農地及びそれに付帯をする作業場——農業に付帯するといったほうがいいかもしませんね。作業場とかあるのは立木、山林といふようなものは買ら

のだけれども、宅地あるいは居宅等は買わないのだ。こうしたことになるわけなんですね。そういうことになつたんでは、これは離農をして転業をしたい、その奨励金に一切を充りたいといつて

○池田政府委員 これははつきり申し上げます  
も、これは離村も離農も転業もできないといふこと  
となるわけですが、それに対する救済の方法は  
一体あるかないか。その点をひとつどういう方法で  
でそういう人の希望をかなえてやるか。その方法  
はあるかないか、ひとつ聞かしてもらいたい。

と、ないわけでござります。なぜ買わないかといふことでござりますが、これは先ほどもいろいろ別の面からの御議論がありましたように、やはり農民からの拠出金を土合にいたしまして運用をいたすわけでござりますから、基金が非常にしょい込みになるようなものを買うのは、いろいろ

そつちの面からの問題がござります。やむむいま  
すから、たとえば非常な過疎地域等におきます土

地でございますとかあるいは住宅というようなものになると、これはなかなか処分が非常にむずかしい。特に住宅等になりますと、相当年限が経たる住宅を買い取って、それを基金が持つて管理する

こと自体が非常に困難でござります。売るのをまたむずかしいというので、そいでは離農を援助するという趣旨から言えど、確かにおっしゃるようなことも援助すべきであるという御議論はあると思いますが、かたがたやはり基金の運用通り得ることを考へまして、そこまでは実は考えなかつた。こうしたことござります。

○千葉(七)委員 そういう地帯の農家を離農させようという政策が国のこれから農業政策の基本的

でしょう。そういう地帯の農家、これを離農させようというのがこれから農業政策の基本であるとするならば、農家の離村あるいは離農ができます。できるような方針を講ずることこそ、私は

国の政策の最も重視しなければならぬ点じゃないかと思うのです。それに対しても何らの施策が講じられていないことは、非常にこれから農業政策を遂行していく上にも大きな問題があるのでは

ないかと思うのです。それは、この基金では買入れをしないということですから、それはやむを得ないでしようが、いずれにしましてもこれから日本の農業は経営の規模を拡大して、そして農

業の近代化をやり、そして外国の農業とも太刀打ちができるような農業にこれを組み変えていくところが、これからは政府の考えている農業政策の基本なわけでありますから、したがつて、こういう過疎地域の不良な農地などはこれはだんだん縮小していく、あるいは生産性の低い農地等はだんだん

だん縮小していくといふ。そういう政策がこれがから  
らとられるだらうと思うのですが、おそらくこゝう  
いう農地を賣つてもらいたいといふ申し出のある  
のは、こゝいう農地が一番多いのじやないか。  
の基金に買ひ取つてもらいたいという希望、売り  
渡しを希望する農地がそつういう地帯の農地が一番

多いのではないかと思うのです。これは宅地とか居宅は買わない。それは考え方の外においてそういう

う地帯の農地売り渡しを希望する農地、それは問題なく買ひわけですか。

件といいますのは、第一には農業振興地域でなければならない。もちろん経過的には別個の措置がござりますけれども、原則としてはそうでござります。この考え方は、要するにやはり将来とも農業を中心にして地域の振興をはかつていく地域が農業振興地域でございますが、そういうところにおいてははじめて規模の拡大とか農業の近代化とかいうことができるわけでござりますから、そういうところで基金が必要に応じまして農地を買つ

て、そういう目的に役立てるということになります。でございまから、そういう可能性が非常に乏しいところにおきまして土地を買うというのは非常に問題があるわけでござります。いわゆる

過疎地帯といわれているところでも、私どもは農業振興地域に指定されるところが相当多いんじやないかと思いますので、そういうところは買いま  
すが。それ以外はむずかしい。こういうことでござ

さいます。なおそのほかに、たとえば価格等の条件が合致した場合ということは、これは当然のことだと思います。

ありましたが、この農業振興地域においても過疎地域というのは当然あるわけですから、したがってそういう地域の不良農地を売り渡しを希望するといふような場合、そういう場合におそらくこれはさつきも話がありましたが、基金が受託事務所を各県に設けるわけではないのだ。したがつ

て買い入れの仕事あるいはそれらの評価等はこの一定の団体に対してもその仕事を委託をするのだ。こういうことですから、したがってその評価なりあるいは買い入れあるいは売り渡しの実際の仕事というのは、その地域の団体がこれを行なうことになるだろうと思うのです。そういうことになれば

ば、当然この農業振興地域内の一定の標準に適合すれば、不良農地でも買わないというわけにはい

かなくなると思うのですね。生産性の低い農地でも買わないというわけにいかないだろうと思う。

そういう農地も希望する農家のためには当然買つてもらわなければならぬと思ひますけれども、そういう農地を買い入れるということになると、結局それは売り渡しができない農地、つまり基金が手持ちをする農地がたくさん出てくるのではないのか、こういふに考へるわけですが、この一定の団体に対してこれらの仕事を委託をするというお話をしたが、それはどういう団体を考えているのですか。

○池田政府委員 まあ団体といたしましては農協でありますとかあるいは市町村農地保有合理化法人とかいろいろあるわけございまして、それぞれの地域の実情に応じまして最も適当なところに

お願ひしたい。こういう気持ちでございます。  
なお前段のお話でござりますが、先ほどから申  
し上げておりますように、この事業をやりますの  
は規模拡大に役立たせる、農業構造の改善に資す

るという見地でございますから、土地は買ったけれども全然それを農業的に利用する方法がない、可能性がないというようなものを賣うのは本来の趣旨に合わない、こういうことになるわけでござ

○千葉(七)委員 要するに私はいろいろな点から考えてみて、基金がこういう農地の買い入れ、売り渡しの仕事をすること、ということは、この基金の目的からいへばそぐわない仕事ではないかとう感じがするのであります。というのは、いま申

し上げましたように、この買い入れをした農地が  
考えたよう順調に売り渡しができるかどうかと  
いうことも大きな不安がありますし、そういうう  
点からいいますならば、この制度の基本となつて  
おるたとえは安全、効率さらには福祉、こういつ  
た事業の目的にも沿わないということにもなるわ

けであります。しかも、この農地の買い入れや売り渡し、そといったよな仕事をする機関がほかないのならともかく、この農地の合理化法人の指定があれば農協もそれができますし、町村もそれができるわけでしょう。それからあるいは各県等に設けられる農地開発公社等、そういう機関もあるわけですから、したがつて、そういうところに対して資金の供給をするといふような仕事であれば一応考えられるんですねけれども、基金 자체が買い入れ、売り渡しをするといったよなそういう仕事まで手を出すというのは何か過剰な仕事のような感じがするんですが、どうでしょうその点、私の考え方に対する見解は。

○池田政府委員　しばしばそういう御指摘を受けているわけでござりますが、私どもは実はこの点につきましては言い方は妙でございますが、相当前向きにぜひ考えたい。離農したいという方を援助をしまして農業構造の改善をなし遂げていくこということにおいて、それは確かに公庫もござりますし、それからあるいは今回の農地法によります合理化法人もござりますけれども、さらに基金としてもそらいうことの非常に密接つながりがある組織でございますから、綱援助をぜひしたい。

しかもその農地の取得等につきましては、農民から集まつた金でございますから、国が援助をするにいたしましても低利でやりたい、いわば組合員に還元するという考え方で低利でやりたい、こういうことで実は、あるいは農民の立場あるいは農業の立場に非常にウエートを置きました、ぜひそれを基金としてはやりたい、もちろん集まりました金を信託に回しますとか有価証券の買い入れをするとかいうのは非常に簡単でございまして、ねらなければどうもうではないか、こういう非常なやりやすい方法でございますけれども、あえていって、その点は御了解をいただきたいと思います。

○千葉(七)委員 私は、こういう仕事を非常に困難を伴うんじゃないかと思うんです。この評議をする、あるいは買い入れに農地の売り渡し、これが円滑にいかかどかという問題、非常にいろいろな困難な問題が出てくるのではないか、かように考へるわけであります。したがつて、そういう仕事にまで基金が前向きに積極的に、農業近代化のためにそりやう仕事もやるんだといふんですが、それも、それは非常に危険を伴う仕事ではないけれども、という感じがするわけなんであります。したがつて、この点はどうしても私たちは納得のいかない点なのですが、それはそれといたしまして、さらにお伺いをいたしたいのは、この年金の制度の実施によって経営の規模が拡大するということ、これは大臣の提案理由の説明にもありましたし、またいろいろな関係資料等にも強調されているわけでありますけれども、私はこの年金の実施によつて経営規模が拡大することに直接つながりはないと思うのです。この年金を実施したからといってその農家の経営規模が拡大をする、そういうことは直接にはつながりはないと思うのですが、この強調されている根拠はどこにあるのですか。

○千葉(七)委員 農業の経営を引き継ぐ人がいるなくて、他の農家に土地を譲り渡すことによって經營の規模は拡大する、こういうような答弁のわけですね。これは年金が実施にならうとなるまいと、後継者がいなければ当然だれかに売るのよ。したがって、この年金の制度を実施したからといって、特別にその經營規模が拡大するとは私は考えない。したがって、こういう点を強調するということは何か欺瞞があるような感じがするのです。当然そうでしょう。自分の後継者がいなければ年金制度があろうとなからうと、だれかに売らなくてはならないのはこれは当然の話ですから。したがって、年金制度が実施されることによつて經營規模が拡大することによつて農業の根拠がないことですからね。そういうところに近代化が実現するといふ、これも根拠がないと思うのですね。經營者が若ければ必ず農業が近代化するというものではない。しかも五十歳、六十歳、そういう年齢の人が必ずしも保守的な退廻的な考え方を持つているとは限らないわけですよ。六十歳、六十五歳くらいは、もう日本人の寿命は伸びているのですから、まだしゃくしゃくたる働き盛りですよ。そういう人たちが農業經營をするのでは農業經營の近代化が進まないとは断定できません。そういうことをこの制度が強調するところに私はごまかしがあるのではないかという感じがするわけです。

○私の考え方を申し上げまして質問を終わります。  
○草野委員長 次回は、明二十八日開会することと  
し、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時四十四分散会

私の考え方を申し上げまして質問を終わります。  
○草野委員長 次回は、明二十八日開会する」と  
ござります。

昭和四十五年五月十四日印刷

昭和四十五年五月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局